電気通信紛争処理委員会委員長会見資料

平成２５年１月３０日

徳島県のケーブルテレビ事業者から申請された再放送同意の裁定に係る諮問について

連絡先：電気通信紛争処理委員会事務局
武藤上席調査専門官、宇佐美調査専門官
電　話：０３－５２５３－５６８６
ＦＡＸ：０３－５２５３－５１９７

徳島県のケーブルテレビ事業者から申請された再放送同意の裁定について、放送法第１４４条第５項に基づき、本日、総務大臣から電気通信紛争処理委員会に諮問があったもの。申請の概要は以下のとおり。

１　申請日

平成23年６月21日

２　申請者及び申請に係る放送事業者

（１）申請者：株式会社ひのき
代表者：代表取締役　檜　悟
住　所：徳島県板野郡北島町江尻字妙蛇池27番地の８

（２）申請に係る放送事業者：讀賣テレビ放送株式会社
代表者：代表取締役　望月　規夫
住　所：大阪府大阪市中央区城見２丁目２番33号

３　裁定申請の理由

再放送同意についての協議が不調のため

４　再放送しようとするテレビジョン放送

讀賣テレビ放送株式会社の大阪放送局の地上デジタル放送

５　再放送の業務を行おうとする区域

徳島県板野郡北島町、松茂町、上板町の各全域

６　再放送の実施の方法

同時再放送による放送

７　申請者が希望する再放送の開始期日

裁定あり次第速やかに

以　上